

平成22年7月2日

第88回定時総代会議事録

富国生命保険相互会社

第 88 回定時総代会議事録

富国生命保険相互会社

平成 22 年 7 月 2 日（金曜日）午前 10 時 30 分、東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号、富国生命本社 28 階会議室に於て、全取締役 11 名（秋山智史、村山良樹、山本幹男、古屋勝正、米山好映、平井堅治、歌田勝弘、一色浩三、酒井均、林敏広、秋川貞）および全監査役 5 名（前田周一、今井明雄、根津嘉澄、大橋光夫、望月朗宏）が出席し、第 88 回定時総代会を開催した。

1. 開会

午前 10 時 30 分、定款第 20 条の定めにより、代表取締役社長秋山智史が議長となり、議長席にて開会を宣した。

議長は、本議場内に、取締役・監査役・保険計理人のほか、執行役員・事務局担当者及び本総代会の傍聴を希望した社員 10 名などが着席していることを報告した。

また、本総代会の議事進行の様子は、議場後方よりビデオカメラにより撮影し、その中継映像を、当ビル 20 階にて当社幹部職員、及び傍聴を希望した社員などが視聴していることを報告した。

次に、議長は、現総代数は 119 名であるが、本日の出席総代が、委任状による議決権行使 11 名を含めて合計 112 名であることを報告し、本総代会の議案の決議に必要な定足数を充足しているため、適法に成立した旨を述べた。（※その後

12 名が出席したため、出席者は委任状による議決権行使 6 名を含め合計 119 名となった。）

さらに、本日上程されるすべての議案が定款第21条に定める普通決議による事項であることを述べた。

2. 議事の経過の要領及びその結果

1) 監査報告

議長は、まず、前田常勤監査役に監査報告を求めた。同監査役は、監査の方法、内容及び結果は、監査役会の監査報告書謄本記載のとおりであること、また、本総代会に提出の全ての議案及び書類は、法令・定款に適合しており、不当な事項はない旨を述べた。

2) 報告事項の報告

議長は、平成21年度事業報告の件、平成21年度計算書類報告の件、ならびに相互会社制度運営報告の件について、スライドを用い、ナレーションにて報告を行う旨を述べた。

ア. 平成21年度事業報告の件

平成21年度事業報告について、事業の経過、事業の成果などを報告した。

イ. 平成21年度計算書類報告の件

平成21年度計算書類報告について、貸借対照表、損益計算書を中心に前年度からの増減理由も含め、主な項目について報告した。

さらに、決算の重要な指標として、基礎利益の状況、ソルベンシー・マージン比率を報告した。

ウ. 相互会社制度運営報告の件

相互会社の仕組みと総代の定数、総代の選出方法、平成21年度ご契約者懇談会開催状況などについて報告した。

この後、議長は平成21年度事業報告の中の、会社が対処すべき課題について報告した。

3) 会社形態（株式会社化）の考え方についての説明

引き続き、議長は、当社の現時点における相互会社形態に対する考え方について、配布資料を用いて説明した。

4) 質疑

上記報告事項、ならびに説明の終了後、総代から事前に寄せられた以下の質問・意見に対し、議長及び担当取締役より回答を行った。

- 生命保険会社の株式会社化についての状況判断と、経営形態の研究などを踏まえた経営方針について
- 営業職員の人事・教育方針と実践状況について
- ご契約者懇談会で出された意見・質問などが、具体的にどのように実行されているのか
- チャリティコンサートの継続的開催の要望について
- 保険加入時において、他社商品との比較が難しい現状を踏まえた業界全体の取組みについて
- 約款の電子交付について
- メンタルヘルスへの取組みについて
- 更新時における保険料負担の軽減、長期加入者に対する保険料の割引について
- お客さま基点を原点として、今後も厳しい経営環境を乗り越えることを期待する
- バランスのとれた経営を行い、他社との差別化を図ってほしい

上記の事前に寄せられた各質問・意見に回答後、さらに議長は、出席総代に対して質問・意見等を求めたところ、以下のような意見があり、議長より回答を行った。

○長期間継続している高齢者に対する保険料負担の軽減を考えてほしい。

その後、出席総代からの発言がなかったため、議長は、質問・意見等への回答を終了する旨を述べた。

5) 決議事項の審議・採決

続いて、議長は、決議事項である第1号から第6号までの各議案について、それぞれ説明し採決を行う方法で審議を進めたい旨を述べ、出席総代に異議を問うたが、満場異議はなかった。

第1号議案 平成21年度剰余金処分案承認の件

議長は、別添資料1などにもとづき、平成21年度剰余金処分案について説明を行うとともに、社員配当比率などについての説明を行った。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

議長は、別添資料2などにもとづき、社員配当準備金分配について説明した。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第3号議案 総代選挙細則一部変更の件

議長は、総代選挙細則の一部について、別添資料3に記載のとおり改定したい旨を述べ、改定の趣旨・内容等を説明した。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第4号議案 総代候補者選考委員9名選任の件

議長は、本年度より次期第20期総代の選考を開始するにあたり、定款第22条により、総代候補者選考委員9名を選任したい旨を述べた。

議長は、総代候補者選考委員として、阿部信二、岡田正昭、河東哲夫、杉野恭、

多賀啓二、永山妙子、西田典之、服部順一、由布節子の9名を選任したい旨、ならびにその推薦理由について述べた。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第5号議案 取締役11名選任の件

議長は、現取締役11名全員が本総代会終結の時をもって任期満了となることにともない、秋山智史、山本幹男、古屋勝正、米山好映、平井堅治、歌田勝弘、一色浩三、酒井均、林敏広、秋川貞、藤原利秀の11名を取締役として選任したい旨を述べた。なお、歌田勝弘および一色浩三の2名については社外取締役の候補者である旨を述べた。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。選任された11名は全員就任を承諾した。

第6号議案 監査役1名選任の件

議長は、現監査役のうち望月朗宏が本総代会終結の時をもって任期満了となることにともない、望月朗宏を監査役に選任したい旨を述べた。また、望月朗宏は、社外監査役の候補者であり、本議案については監査役会の同意を得ていることを述べた。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。選任された望月朗宏は就任を承諾した。

3. 閉会

議長は、以上をもって本定時総代会の議案全部を議了した旨を述べ、

午後0時6分に、議長は第88回定時総代会の閉会を宣した。

以上の議事の経過および決議を明確にするため、この議事録を作成した。

平成22年7月2日

富国生命保険相互会社

第88回定時総代会

議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

代表取締役社長 秋山 智史

以上

決議事項

総代会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 平成21年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は、^(※)添付書類33頁に記載のとおりであります。

当期末処分剰余金540億7,563万9,433円及び不動産圧縮準備金取崩額742万8,993円の計540億8,306万8,426円のうち、254億6,060万5,259円を当期の剰余金処分量とし、残額の286億2,246万3,167円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

また、当期の処分につきましては、社員配当準備金に195億565万5,259円を繰り入れ、その他を損失てん補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。なお、任意積立金の50億円は、基金の償却に充てるため基金償却準備金として積み立てるものであります。

(※) 添付書類33頁記載の資料につきましては、別添資料1-2の通りです。

平成21年度 (平成21年4月 1 日から
平成22年3月 31 日まで) 剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	54,075,639,433
任 意 積 立 金 取 崩 額	7,428,993
不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額	7,428,993
計	54,083,068,426
剰 余 金 処 分 額	25,460,605,259
社 員 配 当 準 備 金	19,505,655,259
差 引 純 剰 余 金	5,954,950,000
損 失 て ん 補 準 備 金	62,000,000
基 金 利 息	892,950,000
任 意 積 立 金	5,000,000,000
基 金 償 却 準 備 金	5,000,000,000
次 期 繰 越 剰 余 金	28,622,463,167

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

第 2 号議案 社員配当準備金分配の件

1. 平成 21 年度末社員配当準備金 5 4 7 億 5, 9 9 7 万 3, 0 5 6 円と、平成 21 年度剰余金から繰り入れました 1 9 5 億 5 6 5 万 5, 2 5 9 円との合計額 7 4 2 億 6, 5 6 2 万 8, 3 1 5 円の中から、普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。

2. 平成 22 年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

(1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

① 5 年ごと利差配当付保険契約

[I] 普通配当

利差益配当金

責任準備金に、予定利率及び保険種類に応じた次の利差益配当率を乗じた額を割り振り、利息を加えた合計額を普通保険約款の定めるところによりお支払いします。

予定利率 2.0 % 未満の契約は 1.8 0 % と予定利率との差、

予定利率 2.0 % 以上の契約は 1.6 0 % と予定利率との差。

ただし、予定利率 2.0 % 未満の契約において

一時払契約は 1.4 0 % と予定利率との差、

養老保険及び個人年金保険の平準払契約は 0

とします。

[II] 特別配当

普通保険約款に規定する、契約日から所定年数を経過し、かつ所定の条件を満たす保険契約に対する配当金は次のとおりです。

a. 5 年ごと高額加算特別配当金

平成 22 年度に 5 年ごとの応当日を迎える契約に対して、保険金額が 3, 0 0 0 万円以上かつ主契約が保険料払込中であることを要件として、

契約日が平成 11 年 4 月 1 日以前の契約は保険金額 1 0 万円につき 1 0 円、

契約日が平成 11 年 4 月 2 日以降の契約は保険金額 1 0 万円につき 0 円

とします。

b. 5 年ごと健康特別配当金

平成 22 年度に 5 年ごとの応当日を迎える契約に対して、保険金額に、保険種類、被保険者の年齢・性別及び払込方法に応じた率にもとづき算定した特別配当率を乗じた額とします。

契約日が平成 17 年度の 10 年更新型定期保険特約、保険金額 1,000 万円、40 歳加入、男性、月払の場合について例示しますと、2,300 円となります。

c. 5 年ごと医療特別配当金

平成 22 年度に 5 年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対して、過去 5 年間に入院給付金の支払いがないことを要件として、入院日額に、保険種類及び被保険者の年齢・性別に応じた率にもとづき算定した特別配当率を乗じた額とします。

契約日が平成 17 年度の 5 年ごと利差配当付新医療保険 (120 日型)、入院日額 10,000 円、40 歳加入、男性の場合について例示しますと、5,234 円となります。

d. 毎年の健康特別配当金

契約日が平成 19 年 4 月 1 日以前の契約に対して、契約日から 5 年以上経過していることを要件として、保険金額に、保険種類、被保険者の年齢・性別及び払込方法に応じた率にもとづき算定した特別配当率を乗じた額とします。

契約日が平成 17 年度の 10 年更新型定期保険特約、保険金額 1,000 万円、40 歳加入、男性、月払の場合について例示しますと、1,800 円となります。

e. 長期継続契約に対する消滅時特別配当金

0 円とします。

ただし、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合にはその金額をお支払いします。

ただし、上記 [I] 及び [II] a, b, c, d を合算し、合計額が負値の場合は 0 円とします。

② 利益配当付保険契約

[I] 普通配当

a. 死差益配当金

危険保険金に、被保険者の年齢・性別、予定死亡表の区分及び配当回数に応じた死差益配当率を乗じた額とします。

50 歳、男性、第 5 回全会社生命表、配当回数 10 回目以降の場合について例示しますと、危険保険金 10 万円につき 77 円となります。

b. 費差益配当金

保険金額に、保険種類、保険金額、予定維持費率及び配当回数に応じた費差益配当率を乗じた額とします。

定期付養老保険及び定期付終身保険について例示しますと、

契約日が平成 11 年 4 月 2 日以降の契約は、養老保険部分及び終身保険部分について配当回数 1 回目は 0 円、2 回目以降は保険金額 10 万円につき 25 円、定期保険特約部分について配当回数 1 回目は 0 円、2 回目以降は保険金額 10 万円につき 10 円

となります。

また、保険金額が 2,000 万円を超過する部分については、

配当回数 4 回目から 9 回目の契約は保険金額 10 万円につき 5 円ないし 30 円、配当回数 10 回目以降の契約は保険金額 10 万円につき 30 円ないし 60 円を加算します。

さらに、契約から 5 年ごとの応当日が到来する契約で保険金額が 2,000 万円を超過する部分については、保険金額 10 万円につき 30 円を加算します。

その他の保険種類については、これを基準として定めた額とします。

c. 利差益配当金

責任準備金に、予定利率及び保険種類に応じた次の利差益配当率を乗じた額とします。

予定利率 2.0%未満の契約は 1.80%と予定利率との差、

予定利率 2.0%以上 3.0%以下の契約は 1.60%と予定利率との差、

予定利率 3.0%超 4.0%以下の契約は 1.40%と予定利率との差、

予定利率 4.0%超の契約は 1.30%と予定利率との差。

ただし、予定利率 2.0%未満の契約において

個人年金保険の一時払契約は 1.10%と予定利率との差、

災害死亡給付金付個人年金保険の一時払契約は 1.40%と予定利率との差、

災害死亡給付金付個人年金保険の平準払契約及び貯蓄保険契約は 0

とします。また、予定利率が 2.25%以下の養老保険の一時払契約は、

保険期間 10年未満の場合は 0.70%と予定利率との差、

保険期間 10年以上の場合は 1.10%と予定利率との差

とします。

d. 災害及び疾病関係配当金

災害関係特約

本人型の場合、特約種類及び被保険者の性別に応じて、特約保険金額
10万円につき、5円ないし 165円とします。

災害入院特約（主契約に組み込まれている場合も含みます。）

本人型の場合、特約種類及び被保険者の性別に応じて、災害入院日額
1,000円につき、10円ないし 330円とします。

疾病入院特約（主契約に組み込まれている場合も含みます。）

本人型の場合、特約種類及び被保険者の年齢・性別に応じて、疾病入院日額
1,000円につき、30円ないし 530円とします。

成人病特約

契約日が昭和 62 年 4 月 2 日以降の成人病特約で成人病入院日額 1,000円
につき 50円とします。

ただし、上記 [I] a, b, c, d を合算し、合計額が負値の場合は 0円とします。

[II] 特別配当

長期継続契約に対する消滅時特別配当金

責任準備金比例特別配当金、保険料比例特別配当金ともに 0円とします。

ただし、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合にはその金額をお支払いします。

③ 5 年ごと配当付保険契約

[I] 普通配当

a. 死差益配当金

危険保険金に、被保険者の年齢・性別に応じた死差益配当率を乗じた額とします。

50 歳、男性の場合について例示しますと、危険保険金 10 万円につき 9 円となります。

b. 費差益配当金

0 円とします。

c. 利差益配当金

責任準備金に、予定利率及び保険種類に応じた次の利差益配当率を乗じた額とします。

予定利率 1.65% の契約は 1.80% と予定利率との差、

予定利率 1.50% の契約は 1.40% と予定利率との差。

上記 [I] a, b, c を合算した額を割り振り、利息を加えた合計額を普通保険約款の定めるところによりお支払いします。ただし、合計額が負値の場合は 0 円とします。

[II] 特別配当

長期継続契約に対する消滅時特別配当金

0 円とします。

ただし、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合にはその金額をお支払いします。

(2) 団体定期保険契約

各団体の被保険者数及び更新時の加入率に応じて死差益額に 6%ないし 9.7%を乗じた額とします。

(3) 総合福祉団体定期保険契約

各団体の被保険者数及び支払率に応じて死差益額に 14.0%ないし 98.7%を乗じた額とします。

(4) 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

予定利率が 2.0%未満の契約については責任準備金に、1.80%と予定利率との差を乗じた額とし、予定利率が 2.0%以上の契約については 0円とします。

(5) 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約

次の a, b の合計額とします。

a.各団体の被保険者数に応じて死差益額に 10%ないし 9.7%を乗じた額

b.各団体の被保険者数に応じて団体信用生命保険 3 大疾病保障特約の死差益額に 7%ないし 8.5%を乗じた額

ただし、a または b において死差損となる場合は、その死差損額を他方の死差益額と通算します。

(6) 団体終身保険契約

次の a, b の合計額とします。

a.各団体の被保険者数に応じて死差益額に 2.5%ないし 9.5%を乗じた額

なお、個人扱については個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

b.経過責任準備金に、1.30%と予定利率との差を乗じた額

ただし、a, b の合計額が負値の場合は 0円とします。

(7) 心身障害者扶養者生命保険契約

次の a, b の合計額とします。

a.死差益額に 9.5%を乗じた額、死差損の場合は死差損の額

b.経過責任準備金に、1.80%と予定利率との差を乗じた額

ただし、a, b の合計額が負値の場合は 0円とします。

- (8) 確定給付企業年金保険契約
0円とします。
- (9) 新企業年金保険(H 1 4)契約
次のa, bの合計額とします。
a.利差益配当金は0円
b.各団体の被保険者数に応じて遺族年金特約の死差益額に50%ないし95%を乗じた額
- (10) 厚生年金基金保険(H 1 4)契約
0円とします。
- (11) 新企業年金保険契約及び企業年金保険契約
次のa, bの合計額とします。
a.利差益配当金は0円
b.各団体の被保険者数に応じて遺族年金特約の死差益額に50%ないし95%を乗じた額
- (12) 厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約
0円とします。
- (13) 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約
次のa, bの合計額とします。
a.利差益配当金は0円
b.死差益額に95%を乗じた額、死差損の場合は死差損の額
ただし、a, bの合計額が負値の場合は0円とします。
- (14) 拠出型企業年金保険(H 1 4)契約
次のa, bの合計額とします。
a.利差益配当金は0円
b.各団体の被保険者数に応じて遺族年金特約の死差益額に50%ないし95%を乗じた額
- (15) 有期利率保証型確定拠出年金保険契約
0円とします。

別添資料 2 (第 2 号議案資料)

(16) 勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約
経過責任準備金に、1.80%と予定利率との差を乗じた額とします。
ただし、その額が負値の場合は0円とします。

(17) 医療保障保険契約 (団体型)

各団体の被保険者数に応じて死差益額に25%ないし70%を乗じた額とします。

(18) 団体就業不能保障保険契約

各団体の被保険者数に応じて死差益額に10%ないし30%を乗じた額とします。

第3号議案 総代選挙細則一部変更の件

現行総代選挙細則の一部を、次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の趣旨

総代候補者選考委員会について、会社からの独立性をより一層明確にする観点から、所要の変更を行います。

2. 変更案及び変更理由

変更案及び変更理由は、次表「総代選挙細則変更 新旧対照表」のとおりであります。

総代選挙細則変更 新旧対照表

(注：__は変更部分)

現行細則	変更案	変更理由
<p>第23条 2 総代候補者選考委員会は、<u>当会社</u>がこれを招集する。</p> <p>第27条 総代候補者選考委員会の事務局を当会社におく。 2 事務局長は、総代候補者選考委員会の指名に基づき、当会社の役職員でない者から任用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 2 総代候補者選考委員会は、<u>総代候補者選考委員会の議長</u>がこれを招集する。<u>ただし、総代候補者選考委員会の議長が不在または事故あるときは、当会社がこれを招集する。</u></p> <p>第27条 (同左)</p> <p>2 <u>事務局には、事務局長をおく。事務局長は、総代候補者選考委員会の指名に基づき、当会社の役職員でない者から任用する。</u></p> <p>3 <u>事務局長の任期は、社員投票が終了する時までとし、その就任は原則として連続2期を限度とする。</u></p> <p>4 <u>当会社は、事務局長に対して、当会社が定める報酬を支払う。</u></p> <p>5 <u>事務局は、総代候補者選考委員会の指示に基づき、総代候補者の選考に関する事務およびこれに付随する事務等を行なう。</u></p>	<p>○総代候補者選考委員会の招集権者を総代候補者選考委員会の議長に変更します。</p> <p>○第27条第3項以下において、事務局長の任期及び事務局の任務等を定めた規定を新設します。</p>